

2. 書類作成援助立替基準

手 続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
(1) 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告 15,000円 被告 8,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加して 支出する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合は、350,000円を限度として申立ての手数料（印紙代）を、追加して支出する。	初回報酬 27,500円 追加報酬 書類作成1回につき 22,000円～27,500円	追加報酬限度額を110,000円とする。
(2) 督促手続	支払督促申立書（仮執行宣言を含む）	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加して支出する。	支払督促申立書の作成 22,000円 仮執行宣言申立書の作成 16,500円を追加して支出する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
(3) 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書（供託を含む）	15,000円	保証金、登録免許税は被援助者直接負担とする。	44,000円～49,500円	
(4) 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	60,500円～66,000円	
	動産執行申立書	5,000円		22,000円～27,500円	
	債権執行申立書	10,000円		27,500円～38,500円	
(5) 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書等	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加して 支出する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬 27,500円 追加報酬 書類作成1回につき 22,000円	追加報酬限度額を44,000円とする。
(6) 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事事件手続法第119条第1項（同法第133条において準用される場合を含む。）による鑑定費用は、523,808円を限度として、別途被援助者のため追加して支出する。	44,000円～66,000円	
(7) 破産事件手続	自己破産申立書（免責申立書を含む）	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。ただし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、官報公告費のほか、200,000円を限度として、裁判所の決定に基づく予納金を別途被援助者のため追加して支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 88,000円 21社以上 99,000円と することができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に44,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
(8) 民事再生手続	再生手続開始申立書（再生手続に係る一切の書類作成を含む）	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	110,000円	夫婦双方援助のときは、44,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
(9) 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加して支出する。 訴訟の目的の価額は100,000円以上を対象とする。	22,000円	
(10) 特定行政不服申立手続（業務方法書第8条第2項に定める手続のうち、同条第1項第2号に定める手続を対象とするもの）	申立書面、主張書面等	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加して 支出する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬 27,500円 追加報酬 書類作成1回につき 22,000円	追加報酬限度額を44,000円とする。

- (注) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。
ただし、追加支出限度額を超えないものとする。
2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。
 3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
 4. 追加支出限度額を超える実費については、原則として被援助者直接負担とする。
 5. 立替基準実費欄に記載の無いその他の実費については、被援助者直接負担とする。
 6. 以上の金額は、すべて税込表示である。